

知多市災害廃棄物処理計画 【概要版】（案）

背景及び目的

知多市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。南海トラフ全域では、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率が70%～80%程度と予測されており、大地震がいつ起きてもおかしくない状況にあります。

さらに、近年は大型の台風や集中豪雨の増加により、河川氾濫や土砂災害等といった災害リスクも高まっています。一度大規模災害が発生すると、大量の災害廃棄物が発生し、生活環境が悪化する事態に陥ることになるため、災害廃棄物の処理においては、迅速な対応が求められます。

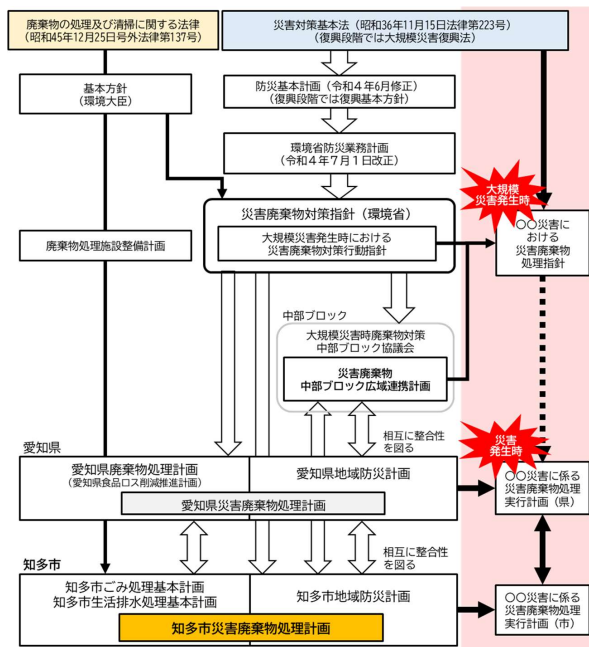
本計画は、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定めており、今般、国の災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）及び愛知県災害廃棄物処理計画（令和4年1月改定）が改定されたことから、見直しを図るものです。

● 主な改定内容

- ・災害廃棄物発生量推計値の見直し（災害の種類ごとに推計）
- ・西知多クリーンセンター供用開始に伴う処理フローの見直し
- ・災害廃棄物仮置場候補地の見直し

計画の位置付け

本計画は、「知多市地域防災計画」と「知多市ごみ処理基本計画」、「知多市生活排水処理基本計画」における災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行うために必要な事項について、基本的な考え方や方向性を取りまとめたものです。災害発生後には、実際の被災状況を踏まえ、具体的な内容を示した「災害廃棄物処理実行計画」を速やかに策定します。



対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震・津波災害、風水害及びその他の自然災害とし、本計画で想定する被害は、南海トラフ地震の過去地震最大モデルにおける地震及び津波によって発生する被害とします。

処理に係る基本方針

□ 衛生的かつ迅速な処理

大量に発生する災害廃棄物を、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障がないよう、衛生的かつ迅速な処理を行い、早期に地域の復旧、復興に努めます。

□ 安全、環境に配慮した処理

災害廃棄物の運搬、保管及び処理の作業においては、安全性を十分に確保しつつ、周辺的生活環境への影響に配慮して進めます。

□ 分別、再資源化の徹底

災害廃棄物の分別を行い、再資源化の徹底を図ります。

□ 協力と連携による処理

本市での処理が困難となる場合を想定し、速やかに広域的な処理ができるよう、平常時から、県や他自治体、民間事業者との協力及び連携体制の構築に努めます。

協力及び支援体制

災害廃棄物を本市で処理することが困難な場合、「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）」に基づく広域ブロック内の市町に支援を要請します。

また、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会による「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」に基づき、県を通じて、環境省から県外自治体に支援を要請するとともに、本市が締結している協定に基づき、民間事業者にも支援を要請します。

人材育成

災害発生時に迅速に業務を遂行することができるよう、県や環境省が開催する災害廃棄物に関する研修会のほか、セミナー、図上演習等に積極的に参加し、平常時から職員の育成に努めます。

市民への広報

災害発生時には、様々な広報手段を利用し、迅速に市民等へ広報します。

初期期【災害発生直後】		
広報内容	- 生活ごみの収集方法、頻度等 - 避難所ごみの排出方法（分別方法等） - し尿及び浄化槽汚泥の収集方法、頻度 - 災害廃棄物の排出方法（排出場所、分別方法、処理困難物等の排出方法、留意点等） - 仮置場の設置状況、搬入対象品目、搬入方法等	広報手段 - 広報車・市ホームページ、市公式SNS - ごみ分別アプリ「さんあ〜る」 - 公共施設及び避難所等への貼紙掲示 - 報道機関（記者発表等による） - メディアスFM
応急対応（前半）【災害廃棄物の撤去、処理開始時】		
広報内容	- 災害廃棄物撤去等のボランティア支援依頼方法 - 損壊家屋等の解体及び撤去の申請方法、所有者意思確認 - 被災自動車の所有者意思確認 - 便乗ごみの排出、不法投棄及び野焼き等の禁止の案内	広報手段 - 広報車・市ホームページ、市公式SNS - ごみ分別アプリ「さんあ〜る」 - 公共施設及び避難所等への貼紙掲示 - 広報ちた、地区回覧 - 報道機関（記者発表等による） - メディアスFM

生活ごみ・し尿の処理

生活ごみは、平常時の収集運搬体制の継続を基本とし、避難所から排出される避難所ごみは、平常時のごみ収集ルートに避難所を組み込んで収集します。

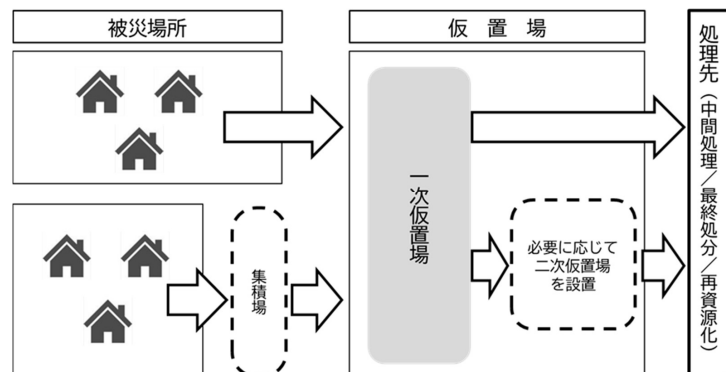
また、し尿は、委託事業者による収集運搬を行います。

通常の体制で車両や人員が不足する場合は、委託事業者及び許可事業者に協力を要請するほか、状況に応じて協定等に基づく支援を要請します。

災害廃棄物の処理

● 災害廃棄物の流れ

被災場所で撤去した災害廃棄物の多くは、「一次仮置場」に運搬し、分別、保管した後、廃棄物処理施設で焼却等の中間処理、最終処分又は再資源化をします。



一次仮置場：災害廃棄物を直接搬入する場所。災害廃棄物を処理する前に一定期間、分別、保管する場所

● 災害廃棄物発生量の推計結果

災害廃棄物発生量の推計結果は以下のとおりです。

地震・津波災害（t）	洪水（千t）		土砂災害（t）
	うち、片付けごみ発生量		
178,527※	0.12	0.01	1,131

※ 本市の年間平均ごみ排出量の約8倍相当量

● 仮置場の候補地

仮置場の候補地は、以下のとおりです。

東鴻之巣最終処分場	江口グラウンドの一部
姥山広場	リサイクルプラザ西側空地

災害発生後、速やかに一次仮置場を設置し、災害廃棄物の受入体制を構築します。

● 中間処理・再資源化・最終処分

災害廃棄物の処理では、被災場所での分別、仮置場での選別により再資源化を徹底し、最終処分量の低減を図ります。

また、災害発生後、速やかに、西知多クリーンセンターの被災状況を把握するとともに、処理可能量の推計を行い、外部への支援要請の必要性を判断します。

